

用語集（災害ボランティア関係）

※50音順

NPO（えぬぴーおー）
NPO（Non Profit Organization）は、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称である。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称である。法人格の有無を問わず、様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力等）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。
警戒レベル
災害発生の危険度と、とるべき避難行動を、住民が直感的に理解するための情報のこと。数値が上がるにつれ、災害発生の危険度が上昇する。 ○警戒レベル1（気象庁が発表）…心構えを高める ○警戒レベル2（気象庁が発表）…避難行動の確認 ○警戒レベル3（市町村が発令）…避難に時間を要する人は避難（危険な場所から高齢者等は避難） ○警戒レベル4（市町村が発令）…安全な場所へ避難（危険な場所から全員避難） ○警戒レベル5（市町村が発令）…既に災害が発生している状況
権利擁護
自己の権利を表明することが困難な認知症の高齢者、障がい者等の代わりに、代理人が権利を表明すること。
個人情報
個人情報については、特に、災害時避難行動要支援者の名簿情報をめぐって各地域で議論がある。避難行動要支援者への支援は行政だけでは困難であり、地域住民や民間の支援が必須となるが、個人情報保護法との関係によりどこまで情報を開示するかが大きな課題となっている。災害対策基本法では自主防災組織や民生委員、社会福祉協議会などへ本人同意の上で情報提供をしてよいとされている
災害救助法
被災後の応急的な援助、被災者の保護について定めた法律のこと。避難所や仮設住宅の供与、炊き出し、生活必需品の支給、医療（医師や保健師派遣など）、学用品の給与などがある。救助法の費用は、基本的には国と都道府県が1/2ずつで市町村の負担はない。
災害対策基本法
国や地方公共団体を通して必要な防災体制を整えることや被災後に災害復旧や防災に関する財政面での必要な措置を行うことを定めた法律のこと。平成25年改正で「国及び地方公共団体とボランティアとの連携」の項目が追加された。
災害対策本部
国や都道府県、区市町村が災害に対応するため臨時に設置する機関のこと。ほとんどの場合、首長が本部長となる。災対と略されることがある。
災害ボランティア
災害発生後に、被災者の生活や自立を支援し、行政や防災関係機関等が行う応急対策を支援するために、自発的に能力や労力、時間を提供する個人及び団体のこと。
災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（支援P／しえんぴー）
企業、NPO、社協、共同募金会等により構成されるネットワーク組織で、新潟県中越地震（2004年）の後、2005年1月に中央共同募金会に設置された。平時には、調査・研究、人材育成を行うとともに、災害時には多様な機関・組織、関係者などが協働・協力して被災者支援にあたっており、災害ボランティアセンターの運営支援のための人材派遣、企業と連携した資機材提供などを行っている。

災害ボランティアセンター（災害ボラセン、災害VC）
災害が発生した際に、被災者のニーズとボランティアをつなぐことで被災者を支援する組織のこと。主に地元の社会福祉協議会が運営することが多い。外部団体や地縁組織、宗教団体がセンターを立ち上げることもある。
三者連携
「行政」・「災害ボランティアセンター（社会福祉協議会）」・「NPO等とそれを支える中間支援組織」の連携を「三者連携」と呼ぶ、平時から、三者が「顔の見える関係」を築き、発災時には「情報共有会議」等の開催を通して、連携の取れた支援を行うことを目指す。
自主防災組織
災害による被害を少しでも減らすために、自分たちの住んでいる地域や町内、隣近所の人たちと、普段から協力し合いながら防災活動に取り組むための組織のこと。
社会資源
住民の要求や課題を解決していくために活用される施設・機関、個人・集団、資金、法律、知識、技能等の総称。
青年会議所（JC/じえいしー）
JC（Junior Chamber）とは、概ね20～40歳程度の、志の高い青年経済人によって組織された「奉仕」・「修練」・「友情」という三信条のもと、「明るい豊かな社会」の実現を目指す青年団体のこと。
全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOD/じえいぼあーど）
JVOD（Japan Voluntary Organizations Active in Disaster）は、東日本大震災での災害対応の課題を踏まえ、今後の国内災害において様々なセクターを超えた連携を促進し、支援の抜けや漏れを防ぎ、ニーズと支援の情報集約漏れを防ぐために、ニーズと支援の情報を集約し、支援のコーディネートを行うために組織されたネットワーク団体のこと。
全国ボランティア・市民活動振興センター（全社協内）
全国段階でのボランティア・市民活動を推進する組織で、全国社会福祉協議会 地域福祉課内にある。ボランティア・市民活動を広く推進するためのさまざまな取り組み・調査研究を行っている。
地域福祉
住民が身近な地域社会で自立した生活が営めるように、地域における公私の多様な主体が連携・協力して地域でおこる様々な問題を解決したり、また、その発生を予防したりするための社会福祉施策及びその実践のこと。
中間支援組織
NPO同士を仲介してNPOの力を強めたり、NPOと行政機関・企業などを仲介して、NPOの活動が発展するよう働きかけたりする組織のことをいう。（＝NPOを支援する組織）
【愛媛県内の中間支援組織】
①愛媛県ボランティア・市民活動センター
②えひめリソースセンター
③まつやまNPOサポートセンター
④今治市民活動センター
⑤宇和島NPOセンター
⑥八幡浜みなととみなと交流館
⑦新居浜市まちづくり協働オフィス
⑧新居浜市ボランティア・市民活動センター
⑨西条市市民活動支援センター
⑩四国中央市ボランティア市民活動センター

<p>内閣府</p> <p>国の防災ボランティアの所管部署（内閣府防災担当）。2005年から防災ボランティア活動検討会を開催するなど、環境整備ための施策を行っている。東日本大震災では内閣府ではなく、内閣官房に「震災ボランティア連携室」が設置された。なお、各都道府県・区市町村の防災ボランティア担当部署は地域によって様々である。</p>
<p>ネットワーク</p> <p>網の目のようなつながりのことを指し、人々が共通の目的のために情報交換や共同行動をとることによって連携が図られるという意味で利用される。</p>
<p>被災建築物応急危険度判定</p> <p>地震で被害を受けた建築物について、その後の余震等による倒壊や落下・転倒危険物等の危険度を判定して、その結果を表示する制度のこと。判定結果は、赤・黄・緑の判定ステッカーで表示し、住民や歩行者等に危険情報を提供することで、「人命に関わる二次災害を防止する」ことを目的としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○赤ステッカー…「危険」 ○黄ステッカー…「要注意」 ○緑ステッカー…「調査済」 <p>※この判定は、被災者が公的支援を受けるために必要となる「罹災証明」ではない。</p>
<p>避難所</p> <p>①指定避難所</p> <p>あらかじめ市町村は小中学校などを避難所に指定している。避難所には被害を受けているもの、被害を受ける恐れのあるものが避難することができる。避難所には行政から物資の提供や様々な支援情報が提供される。</p> <p>②自主避難所</p> <p>災害が発生すると指定避難所以外の場所が避難所になることがある。東日本大震災ではこうした避難所には物資や情報が届かず、課題となった。</p>
<p>福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）</p> <p>認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助やそれに付随する日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを行うことにより、自立した地域生活が送れるよう実施している事業のこと。</p>
<p>福祉避難所</p> <p>介護の必要な高齢者や障がい者など一般の避難所では生活に支障をきたす人に対してケアの環境に配慮された避難所のこと。災害救助法の避難所として費用負担が可能。近年では、妊産婦・乳幼児を専用とした一時受入れ施設を事前に指定する地域も出てきている。</p> <p>ちなみに、外国人は、要配慮者には含まれることが多いものの、内閣府のガイドラインでは福祉避難所の対象の例示には入っていない。しかし、熊本地震では熊本市国際交流会館が市の指定避難所として外国人の受け入れを行った。</p>
<p>ボランティア（活動）</p> <p>自分たちのまちを住みやすいものにすることを願って、みんなの幸せや、援助を必要とする人のために自発的に行う人（活動）のこと。</p>
<p>見守り活動</p> <p>常時の支援は必要としないが、高齢者などについて訪問や声かけなどを通して生活異変を早期に見出す活動のこと。</p>

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、都道府県知事または指定都市・中核市の市長の推薦を受けて、厚生労働大臣が委嘱する。民生委員は児童委員も兼ねている。

地域住民の相談を受け付け、支援、解決の手助けを行う地域のボランティア。担当区域内の要援護者の状況を把握し、福祉事務所、社会福祉協議会、高齢者支援センターなどの福祉関係団体と連携して、問題の解決を目指すことが主な業務である。

ライオンズクラブ

ライオンズクラブ (Lions Club) は、「ライオンズクラブ国際協会」に所属する単位クラブのことで、会員相互の集団チームワークで、地域貢献と社会奉仕活動を行う団体と定義されている。

罹(り)災証明

被災家屋や事業所などの被災程度を証明するもの。市町村が発行。全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊・全焼・半焼・床上浸水・床下浸水などの区分がある。被災者支援の様々な制度を受けるにあたり必要となる。

被害の程度	認定基準	経済的被害の損害割合
全壊	<ul style="list-style-type: none">住家が居住する上での基本的機能を失ったもの。住家全部が倒壊・流出・埋没・焼失したもの。住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに使用することが困難なもの。住家の損壊・焼失・流出した部分の面積が、その住家の床面積の70%以上に達した程度のもの。	50%以上
大規模半壊	<ul style="list-style-type: none">居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を実施しないと住家に居住することが困難なもの。損壊部分が、住家の床面積の50%以上70%未満のもの。	40%以上 50%未満
半壊	<ul style="list-style-type: none">住家が居住する上での基本的機能を失ったもの。住家の損傷が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。損壊部分が、住家の床面積の20%以上50%未満のもの。	20%以上 40%未満
準半壊	<ul style="list-style-type: none">住家が半壊もしくは半壊に準ずる程度の損傷を受けたもの。損壊部分が、その住家の床面積の10%以上20%未満のもの。	10%以上 20%未満
一部損壊	<ul style="list-style-type: none">住家が軽微な損傷を受けたもの。損壊部分が、その住家の床面積の10%未満のもの。	10%未満

ロータリークラブ

世界中の事業及び専門職務に携わる指導者からなる世界規模の組織である。人道的奉仕活動を行い、職業における高い道徳的水準を奨励し、世界中で親善や平和を築くための活動をしている。